

答 申 第 4 号
平成28年1月29日

芦屋市長 山 中 健 様

芦屋市情報公開・個人情報保護審査会
会長 芝 池 義 一

芦屋市個人情報保護条例第40条第2項の規定に
基づく諮問について（答申）

平成26年4月8日付け芦福高第42-2号による下記の諮問について、以下のよ
うに答申します。

記

〇〇に対する虐待の件に関して芦屋市が保有する請求者の個人情報に記載された書
類の個人情報開示請求についてなされた平成26年2月4日付け個人情報不開示決定
処分に対する異議申立てに関する諮問

第1 審査会の結論

芦屋市長（以下「実施機関」という。）が、「〇〇氏に対する虐待に関する記録」につき、平成26年2月4日付けで個人情報不開示決定処分をしたことは、妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が、平成26年1月17日付けで芦屋市個人情報保護条例（平成16年芦屋市条例第19号）（以下「条例」という。）第18条の規定に基づき、「〇〇に対する虐待の件に関して芦屋市が保有する請求者の個人情報が記載された書類」の個人情報開示請求（以下「本件請求」という。）を行ったことに対し、実施機関が行った平成26年2月4日付け個人情報不開示決定処分（芦福高第2303号）を不服として、平成26年3月28日付けで処分を取り消し、不開示とした個人情報の開示を求め異議申立てを行ったものである。なお、異議申立て手続については、異議申立人代理人が行っている。ただし、平成27年1月29日付けで異議申立人代理人は本件異議申立てについての代理人を辞任している。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書において主張している異議申立ての理由は次のように要約される。

(1) 異議申立人が具体的に開示を求める文書は、異議申立人に関するケース記録票、面談記録、関係機関からの報告書類等であるが、以下に述べるとおり、これらの文書が異議申立人本人に開示されたからといって、異議申立人の健康、生活を害するおそれは全くないため、これらの文書は全部開示されるべきである。

(2) 異議申立人の健康、生活を害するおそれはない

(ア) 異議申立人自身が開示を希望していること

本件の開示請求は、平成22年に異議申立人が異議申立人の夫（以下単に「夫」という。）から虐待を受けたと芦屋市から認定された件に関し、異議申立人夫婦は共に虐待の事実は無かったと主張しているため、どのような根拠に基づいて芦屋市が虐待の認定をしたのかについて、異議申立人夫婦が認定に至る過程を検証するために、その調査の一環としてなされたものである。

したがって、本件の開示請求の結果、芦屋市の判断の根拠となる文書が開示されれば、それがどのような内容であれ（例えば、異議申立人が夫からの虐待を訴えていたことが記載された文書であっても）、異議申立人自身の希望通りに文書が開示されるだけのことであり、異議申立人の健康、生活を害することとなるはずがない。

(イ) すでに開示され、または判明している情報があること

異議申立書の添付資料1及び2は、芦屋市が作成し、夫に交付したものであり、異議申立人夫婦は内容を承知している。また、添付資料3及び4は、異議申立人が補助開始審判を申し立てる際に依頼した弁護士が作成したものであり、異議申立人夫婦は内容を承知している。添付資料5の1及び2は〇〇のケアマネジャーが作成した報告書であり、異議申立人夫婦は内容を承知している。

これらの文書には、異議申立人が夫から虐待を疑われるような行為を受けていると訴えていた事実や、異議申立人が夫のいる家に帰りたくないと述べていた事実が記載されている。

本件開示請求は、これらすでに判明している事実に関して、芦屋市がどのような調査を行い、虐待の認定をしたのかの調査をすることであり、異議申立人夫婦にとって、知らない事実を開示請求によって知ろうとするものではない。

よって、これらの資料に記載されている事実については、すでに異議申立人夫婦が知っている事実であるから、本件開示請求によって、事実が開示されたとしても、異議申立人の健康、生活に全く影響を与えることはないのである。

(ウ) 現在、異議申立人は虐待されるおそれが全くないこと

芦屋市は、過去に虐待の疑いがあった夫婦について、虐待の認定に至る経緯を開示することで、再び虐待が起こることを懸念している可能性があるが、そのようなおそれは全く存在しない。

そもそも、芦屋市が夫が虐待をしていると認定した当時も、夫婦喧嘩や異議申立人が外部に保護を求めるために大げさに被害を訴えていたことはあっても、客観的に虐待と呼べるような事実はなかった。

実際に、異議申立人は夫と住む家を出て施設に入ったが、自ら希望して自宅に戻っているのである。

現在は、異議申立人は〇〇という介護施設に入所しているが、夫が週に5

日は通って身の回りの世話等をしており、夫婦の結びつきは強く、少なくとも現在は虐待を疑う余地はない。また、異議申立人は〇〇では相部屋に居住しており、二人きりになることもないため、なおさら虐待のおそれはない。

以上により、本件個人情報の開示により、異議申立人の健康、生活が害されることはない。

(3) 原則として個人情報は開示されるべきである

(ア) 芦屋市個人情報保護条例19条は、その本文において、実施機関は、開示請求があった時は、同条第1号から8号までの例外を除いて、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならないと規定している。

したがって、条文の定め方からも明らかなように、開示が原則であり、運用によってこの原則と例外を逆転させてはならない。

(2) で述べたように、本件では例外にあたらぬのであるから、芦屋市は本件開示請求通りに個人情報を直ちに開示すべきである。

(イ) なお、保有個人情報の一部に、不開示情報が含まれる場合にも、部分開示という方法があるのであるから、安易に全部不開示の決定をすることは許されず、開示ができる情報と不開示情報を区分し、できるだけ情報を開示すべきであり、そうすることが条例の趣旨に合致するのである。

第3 実施機関の主張要旨

実施機関の意見書及び意見陳述における主張は、次のように要約される。

1 事案の説明

平成17年から夫による異議申立人への虐待が疑われ、平成22年には、異議申立人が助けを求めたため、異議申立人の意思に基づいて、本市が異議申立人を施設に保護し、夫と分離した。

夫は、虐待を認めなかったが、異議申立人は本市職員に対して、帰宅の意思がないと訴え続けた。また、異議申立人には、認知症の症状が認められたため、平成22年9月に補助人が選任された。その後、異議申立人は、夫と手紙による交流を通して、自宅に戻る意思を示し、平成23年8月には、夫と異議申立人の自宅での生活が再開された。

平成25年12月、夫は、異議申立人への虐待の事実はなく、平成22年当時の件がなぜ虐待であるとされたのか納得できないとして弁護士に調査を依頼し、市から弁護士に説明を行った。なお、現在異議申立人は認知症の症状が進み、特別養護老人ホームに入所している。平成25年6月の介護認定審査会資料の主治

医意見書によると、認知症高齢者の日常生活度「Ⅳ」と判断され、これは「日常生活に支障を来たすような症状・行動や意志疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。」という基準に該当する。さらに、認知症の中核症状も短期記憶「問題あり」、認知能力「判断できない」、伝達能力「伝えられない」となっている。

平成26年1月20日、異議申立人から郵送で個人情報開示請求書が送付されてきたが、異議申立人には上記のとおり認知症の症状があることから、同年1月22日、個人情報開示請求の意思確認をするために、本市職員3名が異議申立人が入所する施設で面接を行った。この際、異議申立人が請求書の氏名欄に自分で署名をしたことを認めたため開示請求を受け付けたが、請求内容に関する確認はできなかった。

2 不開示決定を行った理由

1の事案の説明でも述べたとおり、異議申立人は認知症で日常生活に支障を来たす状態になっており、平成22年に起きた虐待案件について記憶していない可能性が高く、当時の記録を開示することにより、現在良好である夫との関係の悪化により、異議申立人が混乱するなど心身の健康を害するおそれがあるため、条例第19条第1号に規定する生命等安全情報に該当すると判断し不開示とした。

第4 審査会の判断

1 本件対象文書について

実施機関は、本件請求に対し、平成15年以降の異議申立人の発言、行動等の記録や異議申立人と実施機関や関係機関等との面談記録等異議申立人である〇〇に関する一連の文書すべてを請求対象文書として特定した。

2 条例第19条第1号の該当性について

請求対象文書には、夫からの虐待が疑われるような行為を受けているとの訴えや異議申立人が夫のいる家に帰りたくないと述べていた旨の情報が含まれている。これらの情報は主に平成22年頃までに作成された文書に記載されており、当該文書を現在は精神的に安定した生活を送っていると推測される異議申立人に開示することで、異議申立人の精神面等で何らかのマイナス効果を生じさせ、現在の異議申立人と夫との良好な関係に悪影響を及ぼす可能性は否定できない。また、実施機関が引用している「平成25年6月の介護認定審査会資料の主治医意見書」や辞任した代理人からの情報により推測される異議申立人の現在の健康状態を鑑みても、開示することにより健康を害するおそれがないとは言えず、条

例第19条第1号に該当すると認められる。

3 結論

したがって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

以 上

審査会の経過

年 月 日	処 理 内 容
平成26年 4月 8日	諮問書の受理
平成26年 9月 9日	第1回審議
平成26年10月 9日	第2回審議
平成26年11月21日	第3回審議
平成26年12月15日	第4回審議
平成27年 1月23日	諮問実施機関の意見陳述 第5回審議
平成27年 2月13日	第6回審議
平成27年 3月16日	諮問実施機関の意見陳述 第7回審議
平成27年 4月10日	第8回審議
平成27年 7月24日	第9回審議
平成27年 8月 7日	第10回審議
平成27年12月14日	第11回審議
平成28年 1月27日	第12回審議

芦屋市情報公開・個人情報保護審査会委員

氏 名	役 職 名	備 考
芝池 義一	関西大学大学院法務研究科教授	会 長
武田 雄三	弁護士	職務代理
伊藤 明子	弁護士	
岩本 洋子	弁護士	
大久保 規子	大阪大学大学院法学研究科教授	
大月 一弘	神戸大学大学院国際文化学研究科長・学部長	